

富山高岡広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の区分の変更に関する公聴会を開催します

都市計画の変更

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画です。

このため、都市計画法では、市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画・用途地域等の土地利用計画、道路・公園等の都市施設計画、土地区画整理事業等の市街地開発事業計画及び地区計画を必要に応じて定めることとしています。

富山高岡広域都市計画区域では、昭和46年に市街化区域及び市街化調整区域の区分に関する都市計画を定め、昭和54年に第1回、昭和62年に第2回、平成13年に第3回、平成26年に第4回の見直しを行うなどこれまでに計5回の全体見直しと7回の随時変更を行っています。

今回は、この計画を都市計画法に基づき一部変更するものです。

変更の理由及び基本的な考え方は次のとおりです。

1 変更の理由

市街化調整区域内において、開発計画の熟度が高まった地区について、既存の市街地と一体的かつ計画的な整備を図るため、市街化区域に編入するものです。

2 市街化区域及び市街化調整区域の区分の変更の基本的な考え方

市街化区域編入箇所は、計画的な市街地整備の確実性に加え、以下の考え方にに基づき、関係3市（富山市、高岡市、射水市）の意見を踏まえて「原案（裏面参照）」を作成しました。

- 富山高岡広域都市計画区域マスタープランで定めた県の都市計画の基本理念との整合。
 - 自動車に過度に依存した拡散型の都市構造から集約型の都市構造への更なる転換
 - 高規格道路等や伏木富山港など広域的な物流・交流ネットワークのさらなる整備充実と有効活用
 - 歴史、文化など個性ある地域資源を生かした魅力ある都市づくり など
- 地方創生に向け、それぞれの地域の特性に応じた計画的で活力あるまちづくりを進めるため、3市のまちづくりの考え方を尊重しつつ、広域的な観点から、3市がバランスよく発展し、ひいては県全体の発展につながるよう取り組む。

原案について県民の皆様のご意見を伺いたく、公聴会を開催することとしましたので、皆様のご参加をお願いします。

公聴会において、意見の陳述を希望される方は、あらかじめ申し出のうえ、ご意見をお聞かせ下さい。

なお、公聴会において、公述人は質疑することができません。また、傍聴人は、公聴会において、発言することはできませんので、ご留意頂きますようお願いいたします。

公聴会の開催

公聴会期日及び場所（※公述の申し出がない場合は、公聴会を開催しません。その場合は、富山県報及び県ホームページに掲載します。）

開催期日及び時間	場 所
令和8年5月27日（水）午後7時から	富山県民会館304号室（富山市新総曲輪4-18）
令和8年5月28日（木）午後7時から	救急薬品市民交流プラザ会議室1A・B（射水市戸破4200-11）
令和8年5月29日（金）午後7時から	富山県高岡文化ホール多目的小ホール（高岡市中川園町13-1）

公述の申出

公述を希望される方は、以下の様式による公述申出書1通を開催期日の1週間前（郵便による場合は、同日までに必着）までに富山県土木部都市計画課に提出して下さい。

※傍聴のみを希望される方は、手続き不要です。

なお、同趣旨の意見が多数ある場合、公述人の人数又は意見を述べる時間を制限することがあります。公述人を定めたとき、又は前述の制限をしたときは、その旨を本人に通知します。

公述申出書

令和8年5月 日 開催される富山高岡広域都市計画に関する富山県都市計画公聴会において、次のとおり意見を陳述したいので申し出ます。

令和 年 月 日

富山県知事 新田八朗殿

公述申出人

住所

電話番号

氏名

公述の場所

意見の要旨

その理由

備考・意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を必ず記載して下さい。記載漏れがある場合は、受理できませんので注意して下さい。

- 意見の要旨とその理由とを区分して400字以内に簡潔・明瞭にお書き下さい。
- 記載された個人情報は、当公聴会以外の目的には使用しません。

問い合わせ先及び公述申出書の送付先

富山県土木部都市計画課

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 電話 076-444-3346

富山県都市計画公聴会に係る案（縮尺25,000分の1の図面）の縦覧場所

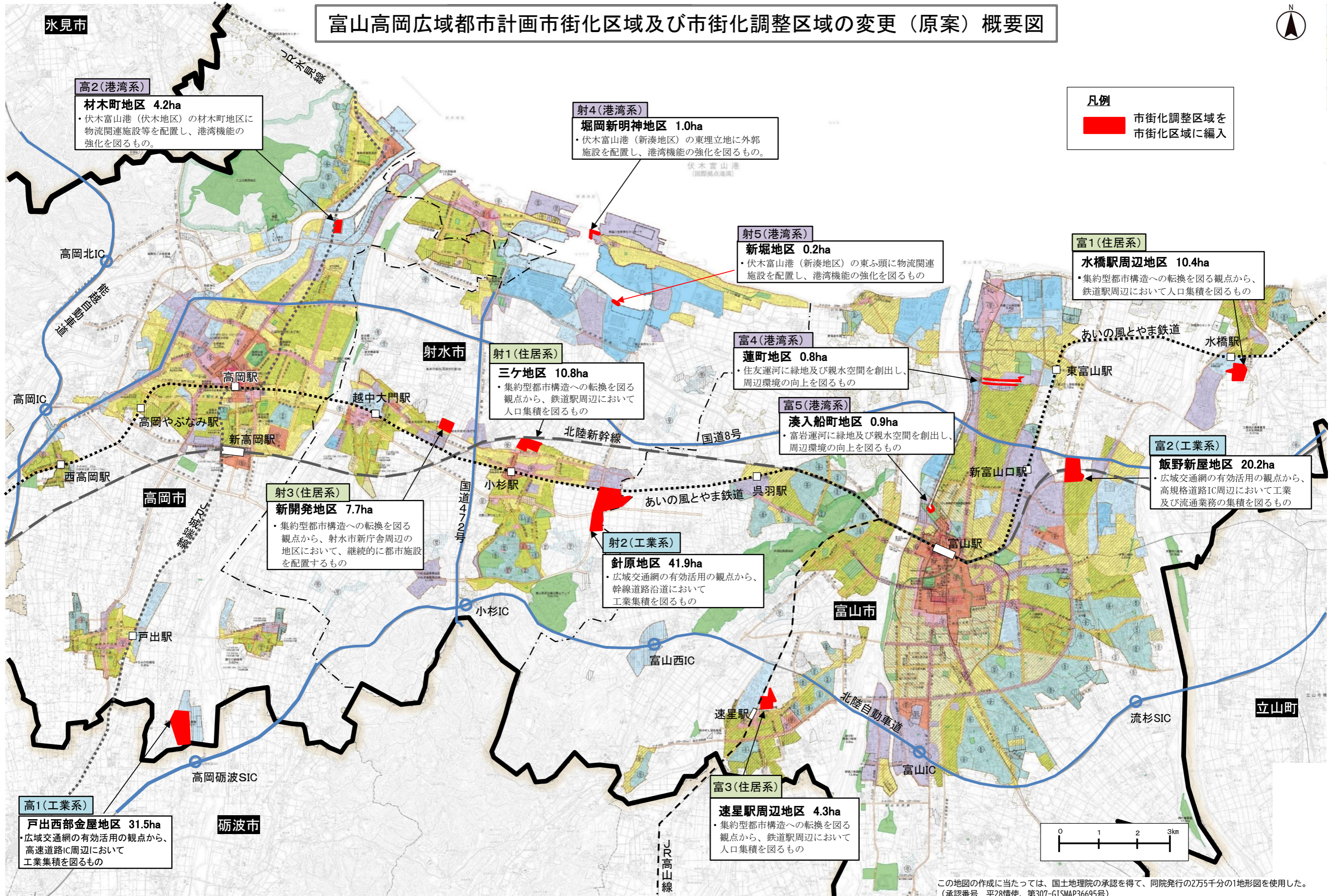
富山県土木部都市計画課（富山市新総曲輪1-7）

富山市活力都市創造部都市計画課（富山市新桜町7-38）

高岡市都市創造部都市計画課（高岡市広小路7-50）

射水市都市整備部都市計画課（射水市小島703）

富山高岡広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更（原案）概要図



凡例
 市街化調整区域を市街化区域に編入

高2(港湾系)
材木町地区 4.2ha
 ・伏木富山港(伏木地区)の材木町地区に物流関連施設等を配置し、港湾機能の強化を図るもの。

射4(港湾系)
堀岡新明神地区 1.0ha
 ・伏木富山港(新湊地区)の東埋立地に外郭施設を配置し、港湾機能の強化を図るもの。

射5(港湾系)
新堀地区 0.2ha
 ・伏木富山港(新湊地区)の東ふ頭に物流関連施設を配置し、港湾機能の強化を図るもの

富1(住居系)
水橋駅周辺地区 10.4ha
 ・集約型都市構造への転換を図る観点から、鉄道駅周辺において人口集積を図るもの

射1(住居系)
三ヶ地区 10.8ha
 ・集約型都市構造への転換を図る観点から、鉄道駅周辺において人口集積を図るもの

富4(港湾系)
蓮町地区 0.8ha
 ・住友運河に緑地及び親水空間を創出し、周辺環境の向上を図るもの

富2(工業系)
飯野新屋地区 20.2ha
 ・広域交通網の有効活用の観点から、高規格道路IC周辺において工業及び流通業務の集積を図るもの

射3(住居系)
新開発地区 7.7ha
 ・集約型都市構造への転換を図る観点から、射水市新庁舎周辺の地区において、継続的に都市施設を配置するもの

富5(港湾系)
湊入船町地区 0.9ha
 ・富岩運河に緑地及び親水空間を創出し、周辺環境の向上を図るもの

射2(工業系)
針原地区 41.9ha
 ・広域交通網の有効活用の観点から、幹線道路沿道において工業集積を図るもの

高1(工業系)
戸出西部金屋地区 31.5ha
 ・広域交通網の有効活用の観点から、高速道路IC周辺において工業集積を図るもの

富3(住居系)
速星駅周辺地区 4.3ha
 ・集約型都市構造への転換を図る観点から、鉄道駅周辺において人口集積を図るもの

この地図の作成に当たっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平28情使、第307-GISMAP36695号)